

令和7年度 五本松児童公園整備工事
プロポーザル実施要領

令和7年10月

三股町

(担当部署: 都市整備課道路公園係)

1.目的

本公園は、都市公園事業で整備された児童公園であり、子どもの遊び場として開設年度から50年以上も利用者に親しまれ、幼保施設の遠足や各種イベントなどでも利用されている公園である。

また、都市再生整備事業の一環として、地元から安全で快適な歩きたくなるまちづくりの整備要望が挙げたことから、役場や町道役場前通り線に隣接する当公園の整備も併せたものとしている。

本工事は、令和6年度に実施した遊具点検にて、健全度:D・継続使用:不可と判定された複合遊具を更新(撤去～新設)するものであり、プロポーザル方式により提案を求め、選任された評価委員が、基準に基づき評価し、請負候補者として選定することを目的とする。

2.請負工事

- (1) 請負工事名
令和7年度 五本松児童公園整備工事
- (2) 履行期間
契約日の翌日から令和8年3月31日(火)まで (※1.繰越明許について)
- (3) 施工場所
三股町 五本松児童公園内 《別紙(1)》
- (4) 上限価格
16,000,000円以内(消費税含む)
*この金額は契約時の予定価格を示すものではありません。
- (5) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約
- (6) 工事内容等
 - ① 設置遊具 (上記の目的や仕様を満たすもの1基)
 - ② 既存遊具撤去一式 (撤去遊具に付帯するものすべて)
 - ③ その他 『総工事価格の範囲内で、積極的な追加提案をしてください。』
- (7) 遊具仕様(特記事項)
 - ① 児童用複合遊具の対象年齢は、3～6歳とする。
 - ② 遊具の使用期間が長寿命化するように耐食性の優れたものとする。
 - ③ 遊具は、維持管理(交換・修理)がしやすい材質とすること。
 - ④ 設置箇所は、公園敷地内であれば自由とするが、公園南側に隣接する歩道の改良工事を計画しているため、歩行者の滞在快適性を高め、子育て世代の親子が楽しめる空間を形成するような配置とすること。
 - ⑤ 遊具施設に付随して必要となる整地工事があれば、提案価格に含むこと。
 - ⑥ 工事により、移設等必要となる公園施設があれば、提案価格に含むこと。
 - ⑦ 工事に伴い、公園施設を破損した場合は、受託者により補修等を行うこと。
 - ⑧ 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項を記載した案内板を適切に配置すること。
 - ⑨ 遊具の基準
 - ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)
 - ・「遊具の安全に関する基準(JPFA-S:2014)」(社)日本公園施設業協会に準拠

3.参加条件

- (1) 本業務を実行する能力を有する単独企業またはグループ(複数企業)とする。
- (2) グループで参加するときは代表者を選定すること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する「造園工事」に係る建設業の許可を受けていること。
- (4) 配置予定技術者について建設業法第26条の定めるところにより、参加企業と直接的かつ継続的雇用関係にある1級・2級土木施工管理技士又は、1級・2級造園工事施工管理技士の資格を有する主任技術者を配置すること。
- (5) 日本公園施設業協会技術者認定制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する者が遊具の設置・組立を行うこと。
- (6) 過去10年間の内、本業務と同種業務について、国又は地方公共団体と契約実績を有すること。

4.参加申込

参加を希望される方は、プロポーザル参加意向申出書等を提出してください。

- (1) 提出書類: プロポーザル参加意向申出書(別記様式第2号)
: 企業の業務実績表(別記様式第3号)及び建設業許可証明書又は許可通知書(写し)
: 配置予定技術者調書(別記様式第4号)及び資格証の写し
- (2) 提出場所: 宮崎県北諸県郡三股町五本松1-1 三股町役場都市整備課(事務局)
連絡先: 0986-52-9068 FAX: 0986-52-4944 メール: tosis-k@town.mimata.lg.jp
- (3) 受付期間: 令和7年10月1日(水)～令和7年10月31日(金)
- (4) 提出方法: 事務局へ直接持参又は、書留による郵送とする。封書には「参加意向申出書在中」と朱書すること。期限までに到着したものに限る。(郵送による場合は配達証明付郵便に限る。)

5.現地視察

現地視察は自由に行うことができる。

6.質問等

本プロポーザルに関する質問は、質問書《別紙(2)》により提出してください。

- (1) 提出場所: 三股町役場都市整備課(事務局)
- (2) 受付期間: 令和7年10月1日(水)～令和7年10月27日(月)
- (3) 提出方法: FAXorメールによる。
- (4) 回 答: 令和7年10月29日(水)までに参加申込全社に回答します。

7.提案書の提出

参加申込者は、下記提出書類を作成し提出してください。

- (1) 提出数 : 1社につき1提案に限る。
- (2) 提出書類

様 式	提 出 書 類	提出部数
規定様式	提案書(別記様式第5号)	8部
任意様式	概要図(鳥瞰図)・構造図及び配置計画図	8部
	工程表	1部
	工事費内訳書	1部

- (3) 提出場所: 三股町役場都市整備課(事務局)
- (4) 期 間: 令和7年12月5日(金)の正午必着。
- (5) 提出方法: 事務局へ直接持参又は、書留による郵送とする。封書には「提案書在中」と朱書すること。期限までに到着したものに限る。(郵送による場合は配達証明付郵便に限る。)

8.審査・選定・契約

(1) 審査方式

参加申込者が作成し、提出した提案書・概要図(鳥瞰図)・構造図及び配置計画図等について、評価基準に基づき評価を行い、工事請負候補者を選定します。

*なお、申込者によるプレゼン等は予定しておりません。

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価点
デザイン・景観	提案目的物のデザインが本公園と調和している提案となっているもの。	25		
価格	提案価格の評価。	20		
維持管理	劣化の低減に配慮し、耐用年数が長くなる耐久性のある材料を使用している。 補修や部材交換等のメンテナンス性に優れている。	20		
安全に対する配慮	子ども達が安心して遊具で遊べるように、安全に対する配慮が十分に行われている。 子どもたちの予期しない遊びに対する安全検討が十分に行われている。	20		

補償(保証)内容及びアフターメンテナンス	補償(保証)内容及び期間等について、満足するものである。	5		
その他	追加提案等、独自の提案が見られる。	10		
小計		100		

(2) 審査結果等の発表

審査結果等については、参加申込者に対し最終審査結果を通知します。
 なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けません。
 令和7年12月15日(月)《発送予定》

(3) 契約

契約は、工事請負候補者と随意契約(地方自治法施工令第167条の2)します。
 その者との契約が成立しない場合は、次点の提案者と交渉を行います。

9. プロポーザル日程

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| (1) 令和7年10月1日(水) | : 参加依頼書及び実施要領の配布 |
| (2) 令和7年10月1日(水) ~ 令和7年10月31日(金) | : 参加意向申出書の提出 |
| (3) 令和7年10月1日(水) ~ 令和7年10月27日(月) | : 質問書の提出 |
| (4) 令和7年10月29日(水) | : 質問書に対する回答 |
| (5) 令和7年12月5日(金) 正午まで (思案期間36日間) | : 提案書等の提出 |
| (6) 令和7年12月15日(月) | : 工事請負候補者の通知 |
| (7) 令和7年12月15日(月)以降 | : 工事請負契約締結(予定) |

10. 著作権及び意匠及び提出図面等の取り扱い

(1) 著作権及び意匠

提案された提案書及び概要図・構造図等の著作権は、それぞれ提案者に帰属する。
 なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に帰属する。

(2) 提出図書の取り扱い

町は、本プロポーザルに関する評価、選定については、提案者の承諾を得ずに提案書及び概要図・構造図等について無償で利用できる。

11. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した全ての経費は、参加申込者の負担とします。

※1. 繰越明許について

本契約に係る繰越明許費については、議会の議決及び財務局の繰越承認を経るまでの間、工期を令和8年3月31日までとする。なお、本契約に係る繰越明許費について、議会の議決及び財務局の繰越承認を経た場合、工期を**令和8年6月30日**までとする。

ただし、当該予算について、議会の議決が経られない場合は、三股町工事請負契約約款第47条第1項の規定によりこの契約を解除することがある。

なお、契約解除により損害が発生したときは、同条第2項の規定により町に対して当該損害の賠償を請求することができる。

評価基準

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価点
デザイン・景観	提案目的物のデザインが本公園と調和している提案となっているもの。	25		
価格	提案価格の評価。	20		
維持管理	劣化の低減に配慮し、耐用年数が長くなる耐久性のある材料を使用している。 補修や部材交換等のメンテナンス性に優れている。	20		
安全に対する配慮	子ども達が安心して遊具で遊べるように、安全に対する配慮が十分に行われている。 子どもたちの予期しない遊びに対する安全検討が十分に行われている。	20		
補償(保証)内容及びアフターメンテナンス	補償(保証)内容及び期間等について、満足するものである。	5		
その他	追加提案等、独自の提案が見られる。	10		
小計		100		

評価配点(25点満点の採点)

A:大変優れている(25点) B:優れている(20点) C:良い(15点) D:あまり評価できない(10点)
E:評価できない(0点)

評価配点(20点満点の採点)

A:大変優れている(20点) B:優れている(15点) C:良い(10点) D:あまり評価できない(5点)
E:評価できない(0点)

評価配点(10点満点の採点)

A:大変優れている(10点) B:優れている(8点) C:良い(5点) D:あまり評価できない(3点)
E:評価できない(0点)

評価配点(5点満点の採点)

A:大変優れている(5点) B:優れている(4点) C:良い(3点) D:あまり評価できない(2点)
E:評価できない(0点)

価格評価配点

1位:(25点) 2位～5位:(1位との比較により按分)

プロポーザル 工程表

五本松児童公園遊具

項目	9月	10月	11月	12月
実施要領の案内・周知(HP公開)		10/1 ■		
参加意向申出		10/1 10/31 ■		
質問の受付		10/1 10/27 ■		
質問に対する回答		10/1 10/29 ■		
提案書の提出		10/1 ■		12/5
決定通知				12/15 ■
契約				12/15~ ■